

「青少年の家」のあり方～「青少年の家」の未来について考えよう～

- ・ 県内には、かつらぎ町、由良町、串本町に1施設ずつ、青少年の家が設置されている。
- ・ 青少年の家は、「青少年の健全な活動を推進し、生活指導を通じて心身ともに健康な青少年の育成を図ること」、「地域における青少年活動及び生涯学習活動の拠点とすること」を目的に県が設置
- ・ 施設の老朽化に伴う修繕費の増加、人件費や物価の高騰による管理委託料の増加、新型コロナウイルスの影響による利用者数、利用料金収入の減少などの現状を踏まえ、青少年の家のあり方を考え提案

青少年の家のあり方については、

- ・ **「必要性」**：利用状況、規模、機能 等
- ・ **「利用者負担」**：県内のこども、県外のこども、一般利用 等
- ・ **「施設を活用した新たなソフト事業」**：閑散期を活用した県内のこどもの利用促進事業、
休み方改革、親教育、親支援 等

の観点から、具体的なあり方について、協議しながらまとめる。